

## 定款変更認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類  
(令和 7 年 5 月 9 日受付分)

名称

特定非営利活動法人  
DAREDEMOHERO

縦覧期間

令和 7 年 5 月 9 日(金)から  
令和 7 年 5 月 23 日(金)まで

# NPO法人DAREDEMO HERO定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人DAREDEMO HEROという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県西宮市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、フィリピンの貧困層の子どもたち等に対して、教育支援等に関する事業を行い、貧困問題の解決に寄与することを目的とする。また、文化交流事業等を通じてグローバル人材を育成するほか、災害に対する緊急支援及び、貧困層の生活水準向上のための自立支援事業を行う。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 災害救援活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 国際協力の活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) フィリピンの貧困層の子どもたちへの教育支援事業
- (2) フィリピンの貧困層の生活水準向上のための自立支援事業
- (3) 日本とフィリピンの文化交流促進事業
- (4) フィリピンで起こる自然災害に対する緊急支援事業
- (5) その他第3条の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）

上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(入会)

第7条 正会員の入会については、特に条件を定めない。

2 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

## 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以下
- (2) 監事 1人以上3人以下

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

- 第 13 条 理事及び監事は、総会において選任する。
- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
  - 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
  - 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

- 第 14 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
  - 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
  - 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
  - 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
    - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
    - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
    - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
    - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
    - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第 15 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後 2 事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
  - 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
  - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散の決議
- (3) 合併
- (4) 事業譲渡の決議
- (5) 役員の選任および解任
- (6) 事業報告書および活動計算書等の承認

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
  - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法による招集の請求があったとき。
  - (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

- 第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

- 第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

- 第 28 条 各正会員の表決権は、平等とする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がいる場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
  - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
  - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
  - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

### (構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

### (権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 年間事業計画および予算案の作成および決定
- (2) 規程の制定、変更および廃止
- (3) 各種契約の締結および重要事項の承認
- (4) その他運営に関する事項

### (開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

### (招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

### (議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

### (議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。  
3 前項の規定により表決した理事は、前条第 2 項及び次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。  
4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所  
(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。)  
(3) 審議事項  
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果  
(5) 議事録署名人の選任に関する事項  
2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名、押印しなければならない。

## 第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立時の財産目録に記載された資産  
(2) 入会金及び会費  
(3) 寄附金品  
(4) 財産から生じる収益  
(5) 事業に伴う収益  
(6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり同年 12 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以

上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功的不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、社員総会の議決により選定した者に譲渡するものとする。

（合併）

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 9 章 公告の方法

（公告の方法）

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

## 第 10 章 雜則

### (細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	内 山 順 子
副理事長	川 邊 瞳 記
理事	古 島 尚 弥
理事	石 塚 浩 之
監事	山 中 映 里

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2021 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から 2020 年 4 月 30 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員入会金	50,000 円
正会員年会費	0 円
(2) 賛助会員入会金	1 口 30,000 円（1 口以上）
賛助会員年会費	1 口 0 円

## 2025年度の事業計画書

2025年1月1日から2025年12月31日まで

NPO法人DAREDEMO HERO

### 1 事業実施の方針

- 本年度も、以下の事業を確実に実施することを目標とする

### 2 事業の実施に関する事項

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	時期	実施場所	受益対象者予定人数	支出見込(千円)
フィリピンの貧困層の子どもたちへの教育支援事業	・フィリピンの貧困層の子どもたちへの進学支援（奨学金の支給を含む）、学習支援及び必要に応じて生活支援を行う。（里親事業）	通年	フィリピン セブ島	奨学生約60名	21,830
フィリピンの貧困層の生活水準向上のための自立支援事業	・フィリピンの最貧困層の子どもたちに教育の機会を提供するためにラーニングセンターを運営する。 ・最貧困層がライフスキルを学ぶ機会を提供し、地域力及び生活水準の向上を図る。	通年	フィリピン セブ島	・ラーニングセンターの子ども約90名 ・約500世帯	12,350
日本とフィリピンの文化交流促進事業	・講演会の開催やスタディツアーやの実施、インターン生の受け入れを通じて、日比の文化交流を図る。	随時	フィリピン セブ島 及び日本各地	・約200名	4,820
フィリピンで起こる自然災害に対する緊急支援事業	・自然災害、火災等の影響により困窮する最貧困層への緊急支援を行う。	随時	フィリピン セブ島	・未定	130
その他第3条の目的を達成するために必要な事業	その他第3条の目的を達成するために必要な事業を行う。	随時	フィリピン セブ島 及び日本各地	・未定	250

## 2025年度活動予算書

N P O 法人 D A R E D E M O H E R O

2025年1月1日から2025年12月31日まで

(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費	0	0
2. 受取寄附金	28,772,330	28,772,330
3. 受取助成金等 受取民間助成金	5,000,000	5,000,000
4. 事業収益 人材育成関連事業収益	6,500,000	
受託事業収益	3,000,000	9,500,000
5. その他収益 受取利息	100	100
経常収益計		43,272,430
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費 役員報酬	0	
給料手当	0	
人件費計	0	
(2) その他経費 業務委託費	39,000,000	
人材育成関連事業費	0	
旅費交通費	300,000	
謝金	30,000	
消耗品費	20,000	
印刷製本費	30,000	
その他経費計	39,380,000	
事業費計		39,380,000
2. 管理費		
(1) 人件費 役員報酬	0	
給料手当	1,200,000	
人件費計	1,200,000	
(2) その他経費 通信運搬費	230,000	
諸会費	50,000	
租税公課	5,000	
支払手数料	820,000	
国内業務委託費	1,109,856	
会議費	5,000	
地代家賃	79,200	
減価償却費	39,721	
その他経費計	2,338,777	
管理費計		3,538,777
経常費用計		42,918,777
当期正味財産増減額		353,653
前期繰越正味財産額		4,991,087
次期繰越正味財産額		5,344,740

## 2026年度の事業計画書

2026年1月1日から2026年12月31日まで

NPO法人DAREDEMO HERO

### 1 事業実施の方針

- 本年度も、以下の事業を確実に実施することを目標とする

### 2 事業の実施に関する事項

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	時期	実施場所	受益対象者予定人数	支出見込(千円)
フィリピンの貧困層の子どもたちへの教育支援事業	・フィリピンの貧困層の子どもたちへの進学支援（奨学金の支給を含む）、学習支援及び必要に応じて生活支援を行う。（里親事業）	通年	フィリピン セブ島	奨学生約60名	24,070
フィリピンの貧困層の生活水準向上のための自立支援事業	・フィリピンの最貧困層の子どもたちに教育の機会を提供するためにラーニングセンターを運営する。 ・最貧困層がライフスキルを学ぶ機会を提供し、地域力及び生活水準の向上を図る。	通年	フィリピン セブ島	・ラーニングセンターの子ども約90名 ・約500世帯	13,620
日本とフィリピンの文化交流促進事業	・講演会の開催やスタディツアーやの実施、インターン生の受け入れを通じて、日比の文化交流を図る。	随時	フィリピン セブ島 及び日本各地	・約200名	5,310
フィリピンで起こる自然災害に対する緊急支援事業	・自然災害、火災等の影響により困窮する最貧困層への緊急支援を行う。	随時	フィリピン セブ島	・未定	200
その他第3条の目的を達成するために必要な事業	その他第3条の目的を達成するために必要な事業を行う。	随時	フィリピン セブ島 及び日本各地	・未定	300

## 2026年度活動予算書

N P O 法人 D A R E D E M O H E R O

2026年1月1日から2026年12月31日まで

(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費	0	0
2. 受取寄附金	34,000,000	34,000,000
3. 受取助成金等 受取民間助成金	7,000,000	7,000,000
4. 事業収益 人材育成関連事業収益	4,000,000	
受託事業収益	3,000,000	7,000,000
5. その他収益 受取利息	100	100
経常収益計		48,000,100
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費 役員報酬	0	
給料手当	0	
人件費計	0	
(2) その他経費 業務委託費	43,000,000	
人材育成関連事業費	0	
旅費交通費	400,000	
謝金	30,000	
消耗品費	40,000	
印刷製本費	30,000	
その他経費計	43,500,000	
事業費計		43,500,000
2. 管理費		
(1) 人件費 役員報酬	0	
給料手当	1,440,000	
人件費計	1,440,000	
(2) その他経費 通信運搬費	230,000	
諸会費	50,000	
租税公課	5,000	
支払手数料	1,000,000	
国内業務委託費	1,300,000	
会議費	5,000	
地代家賃	80,000	
減価償却費	20,000	
その他経費計	2,690,000	
管理費計		4,130,000
経常費用計		47,630,000
当期正味財産増減額		370,100
前期繰越正味財産額		5,344,740
次期繰越正味財産額		5,714,840